

令和6年3月定例会議事録

令和6年3月7日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和6年3月7日(木)
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	早 川 雅 子
教育委員	遠 矢 達 一
教育委員	浜 田 幸 史
教育委員	四郎園 佳 恵

○関係者

教育次長	川 越 太
教育総務課長	隈 元 成 人
学校教育課長	新 屋 公 彦
生涯学習課長	山 口 良 二
教育総務課課長補佐	原 田 竜 哉
教育総務課総務係長	東 倉 晃

○議事日程

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案第17号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

(2) 議案第18号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について

(3) 議案第19号 教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示について

(4) 議案第20号 鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

(5) 議案第21号 令和5年度教育委員会点検・評価について

5 報告

(1) 鹿屋市学校規模適正化（学校再編）の取組状況について

(2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について

(3) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について

(4) 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について

(5) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正について

(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

○議決事項

議案番号	件名	審議の状況	採決次第
議案第17号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第18号	鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について	特記事項なし	原案可決
議案第19号	教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示について	特記事項なし	原案可決
議案第20号	鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第21号	令和5年度教育委員会点検・評価について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>新たに教育委員に任命された四郎園委員にとって本日が初めての定例教育委員会となる。最初は緊張なさるかもしれないが、本音で語り楽しく取り組みたいと思う。</p> <p>さて、3学期も終わりが近づき、卒業式のシーズンになる。3月1日には鹿屋女子高と鹿屋看護専門学校の卒業式が執り行われた。今年度も良い卒業式になり嬉しく感じた。12日は中学校で、22日は小学校の卒業式となる。各卒業式では告辞を宜しくお願ひしたい。</p> <p>一方、本議会の一般質問が昨日までであった。やはり不登校の問題については毎回質問がある。次回の議会報告で説明する。</p> <p>この後、「かのやこどもPR大使台湾派遣事業」の報告がある。今月16日から19日の4日間を、中学校の協定締結で台湾に向かう。また、今回は台北教育大学と来年度の教育実習の打ち合わせも兼ねており、2週間から3週間ほど鹿屋市で教育実習生が滞在する。</p> <p>本日も宜しくお願ひしたい。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
四郎園委員	教育委員就任のあいさつ
4	議事
生涯学習課長	(1) 議案第17号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について
生涯学習課長	資料に基づき説明
遠矢委員	中央公民館の館長と次長の職は残るのか。
生涯学習課長	係長と兼務する形で中央公民館長となる。
早川委員	中央公民館の建物自体が無くなることは周知されているが、移行後の運営方法を市民に対し、どのように周知するのか。

生涯学習課長	中央公民館をご利用されている方々には、昨年度から周知しており、広く市民に対しては、広報で継続的にお知らせする。
教育長	4月から開始されるが、広報での周知は既にしているのか。
生涯学習課長	SNSやホームページでお知らせをしているが、市民には4月の広報に掲載してお知らせをする。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第17号は、原案可決とする。
	(2) 議案第18号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について
生涯学習課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第18号は、原案可決とする。
	(3) 議案第19号 教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第19号は、原案可決とする。
	(4) 議案第20号 鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

生涯学習課長	資料に基づき説明
教育長	中央公民館の概念や、4月からの新スタイルについて分かりやすいように簡単な説明をお願いしたい。
生涯学習課長	中央公民館の建物自体は無くなるが、市内全ての公民館講座や、地域の学びなどを支援・指導することが、中央公民館の機能である。そのため法令上、中央公民館長という職が必要になる。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第20号は、原案可決とする。
	(5) 議案第21号 令和5年度教育委員会点検・評価について
教育総務課長	資料に基づき説明
学校教育課長	資料に基づき説明
生涯学習課長	資料に基づき説明
早川委員	授業力向上の部分で、鹿屋中学校モデルを全中学校に採用する取り組みはどうなったのか。
学校教育課長	鹿屋市モデルとは、教職員だけでなく生徒会も関わって授業改善に取り組むというものである。2月に鹿屋小・中学校でオープンスクールを実施し、鹿屋中学校の取り組みを紹介した。子ども達に関わるという重要なポイントを大事にしながら、その方法を各学校の規模や実態に応じて広めていきたいと考えている。実際の授業を見ることが今の形ではあるが、子ども達からの感想や考えを生かして授業改善に取り組む方法も検討していく。
教育長	生徒会と教員が一体となって授業づくりを行うことは、大変良い取り組みであり、全国でも初めての取り組みだと思う。生徒会活動の中で、生徒が自主的に行う活動であり、軌道に乗れば良いと思う。全ての学校が同じように実施するのではなく、さまざまな方法で進めていくという取り組みの紹介であった。

早川委員	<p>「研究結果の報告資料の共有を引き続き行う」とあるが、ペーパーでの報告になるのか。そうだと授業の様子のイメージがわからない。動画だと実技を見る形になるので分かりやすいのではないかと思う。実践報告の一つの手段になると思う。</p>
教育長	<p>報告の形はペーパーに限ったことではなく、むしろ映像の方が分かりやすい。</p>
早川委員	<p>英語推進教育事業で、「やさしい日本語」については、「マザリープロジェクト」だと思うが、大人に対しては技能実習生に教えている。子ども達に対しても活動をしているのか。ボランティアで公民館などの施設で活動をしているようで、公的手続きの手順を分かりやすく指導されているようだ。また、共通言語は英語であり必要な言語であるが、来日する外国人は多国籍で様々な言語を用いる。結局、日本での共通言語は日本語になる。全ての言語を理解する必要はないと思う。</p>
学校教育課長	<p>NPO法人の「マザリープロジェクト」である。本市の英語教育推進アドバイザーで、グローバル・イングリッシュ・デイキャンプなどの行事に来鹿した外国籍の方々と一緒に参加していただいている。全ての言語に共通して言えるのが、ビジュアルメッセージ（視覚）や、フィジカルメッセージ（ジェスチャー）、ストーリーメッセージ（分かりやすい内容）の3つを意識した体験活動をグローバル・イングリッシュ・デイキャンプ等でも行っている。様々な国々の子ども達と一緒にコミュニケーションを図ることを基本にして「やさしい日本語」についても取り組みたいと考えている。</p>
教育長	<p>外国籍の子ども達は、通訳や面倒を見る人をつける必要がない程に、あっという間に日本語に馴染んでいると、多くの対象校から報告がある。今後もこのような取り組みが必要になる。</p>
早川委員	<p>加えて、外国人との文化・宗教の違いで理解不足による人権侵害に至らないためにも国際教育が必要になると思う。</p>
学校教育課長	<p>文化・宗教の違いを理解し認識することで、それぞれの文化の良さや違いを認め、子ども達の実態に応じて教えることがとても大事になると思う。</p>

教育長	<p>現在、本市に滞在する外国人は、10年前に比べて倍以上に増えており、今後も増加するであろう。</p>
早川委員	<p>不登校生徒が図書館に通うことで出席扱いになるが、図書館までの送迎が困難な家庭もあるようだ。図書館まで行かなくても出席扱いになるような仕組みがあれば良いと思う。</p>
学校教育課長	<p>図書館の2階にマイフレンドルームがあり、そこを利用している小・中学生については出席扱いとしている。マイフレンド指導員と学校が連携を図り、児童生徒の状況に応じて学習に取り組んでいる。家庭でのオンライン授業を出席扱いとするのは、学校と家庭が連携を図り、1日の時間割を学校と共有し、学習内容をしっかり確認した上で出席扱いとする。基本的には、マイフレンドルームや自宅であっても、学校と家庭が連携を図り内容を精査して出席扱いにする方向で取り組んでいる。</p>
遠矢委員	<p>マイフレンドルームでオンライン授業をすることも可能だと思うが、施設のWi-Fi環境はどうか。</p>
生涯学習課長	<p>図書館のWi-Fi環境は整っているが、マイフレンドルームでオンライン授業をするには容量が足りない状況である。</p>
遠矢委員	<p>ということは、マイフレンドルームを利用する児童生徒数が、数名単位ではないということなのか。</p>
教育次長	<p>マイフレンドルームに通う児童生徒が、一斉に同じ学習をしているということではない。通っても相談や話をして過ごす子もおり、家から出てこられる子どもは通い、通えない子どもは自宅でオンライン授業を受ける形としている。</p>
教育長	<p>オンライン授業については、校長の管理で出席扱いにできるが、自宅でオンライン授業を受けるのは、なかなか難しい状況がある。県から、学童に不登校生も利用が可能との通達があった。経費は県が負担する形となる。学校と民間が連携をとり教育課程(時間割)を個別に作成し、タブレットを利用した授業を行い、出席扱いとするように取り組んでいるが、開始したばかりでまだ周知されていない。本市でも民間の学童やフリースクールで計画しているようだが、200名近くの不登校者がいる中で施設数も少ない。各学校の不登校支援ルームに通ってもらえる</p>

	<p>と近くの学校で行えるが、学校近くまで来ていても校内に入れないなどあるようで、なんとかしたい気持ちはあり、カンフル剤になるものがあればと模索中である。</p>
早川委員	<p>寺小屋は非常に意義がある。「地域での需要を把握した上」とあるが潜在的需要という意味なのか。外部評価委員会の資料にはきちんと書かれているが、核心部分はどうなのか。</p>
生涯学習課長	<p>潜在的需要という意味である。これまで寺子屋は、地域の方々を中心に設置していたが、子ども達の利用が少ないことも実際にはあった。しかし、寺子屋が必要な子ども達がいるということで、地域の方々が協力していただいている。本当に必要な家庭への周知が出来ていない点は改善する。</p>
早川委員	<p>作ったものを充実させていくことが大事で、寺子屋を利用したい子ども達をどのように取り組んでいくかが課題だと思う。</p>
教育長	<p>教育委員会や学校の取り組みが不十分な部分だと思う。共働きの家庭が多く、地域との行事を大事にする体験が必要だということは分かっているのですが、こちらが誘導して進めなければならないが出来ていなかった。我々が反省すべき点であり需要を把握した上で取り組む。</p>
遠矢委員	<p>子ども食堂も同じで、設置をしたものの、利用してもらいたい人に情報が届いてないことがある。学校への通知や児童生徒が身近に利用する施設などにチラシやパンフなど置き、周知方法を工夫して必要とする人に届くようにしてほしい。</p>
早川委員	<p>寺小屋と子ども食堂を互いに連携しても良いと思う。</p>
生涯学習課長	<p>細山田では寺子屋と子ども食堂が連携して体験活動という形で実施している。寺子屋で学習後に、子ども食堂を利用するなどのテストケースとしては実施しており、今後もその方向性で継続できるように調整している町内会が幾つかある。</p>
教育長	<p>もう一つは、これまでの取り組みを継続するのみでなく、今後の方向性は、誰がどういう形で取り組むのかを含め、様々なスタイルを考え、子ども達が楽しく、家庭にとって意義あるものを目指していく。そうすることで、地域の需要や家庭、子ども達の実態を考えながら新しいスタ</p>

<p>浜田委員</p>	<p>イルの寺子屋を工夫改善して模索する。</p> <p>かのや授業力向上事業は、鹿屋女子高や鹿屋看護専門学校も対象なのか。第一鹿屋中学校の公開授業に女子高や、看護専門学校の方が授業を見学され、熱心に質問などされていた。鹿屋小・中学校が一生懸命されている学校の取り組みを伺う機会が、このような方々にもあれば良いのではないかと感じた。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>看護専門学校は、独自のカリキュラムがあるので含まれない。女子高は、鹿屋市の小中学校そして高校が目指すべき授業について共有しており、指導主事が学校を訪問して指導を行っている。しかし、小中学校と高校の授業内容が違うため、完全に小中学校の授業力向上事業をそのまま高校で取り組むということではない。</p>
<p>教育長</p>	<p>具体例で説明すると、数年前に女子高に電子黒板を導入したが、県下では1校のみ導入された。そのため、高校の教員は利用したことがなく教育委員会の指導主事が、女子高や各教科の教員に向けて学習会を開催し、研究授業や授業参観で利用することにより授業力向上に繋げた。今回の事業に関しては、小・中学校に向けであるが、女子高は教育委員会の所管であり、コロナ禍で研究授業が実施されていないことと、小・中学校の英語について女子高には関わりがあり、台湾との協定関係についても一緒に行っており、その辺りも含めて再計画が必要だ。</p>
<p>早川委員</p>	<p>「文化のまち鹿屋魅力アップ事業」について、観世流の梅若泰志さんが学校を訪問していることを聞いた。錦江町ではジャズ、宮崎では津軽三味線の演奏者が訪問したようだ。予算の関係もあると思うが色々な芸術に触れる機会があると良い。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>器楽や能、パフォーマンスやダンス等、多種多様な芸術鑑賞の機会を設けている。様々なプログラムを展開しているが、近い年に同じ分野が重ならないように調整し展開している。</p>
<p>教育長</p>	<p>伝統芸能である能や「九州フィルハーモニー管弦楽団」などが各校に訪問している。また、鹿屋でも演奏活動をしている「音YUZURI」は、市の独自予算と県が派遣し、5～6校訪問している。本物に触れる素晴らしい取り組みであり、これにより影響を受けてプロの芸術家となって活動している事例もある。</p>

教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p>
教育長	<p>異議がないので、議案第21号は、原案可決とする。</p>
5	<p>報告</p>
学校教育課長	<p>(1) 鹿屋市学校規模適正化(学校再編)の取組状況について</p> <p>資料に基づき説明</p>
学校教育課長	<p>(2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について</p> <p>資料に基づき説明</p>
学校教育課長	<p>(3) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について</p> <p>資料に基づき説明</p>
教育長	<p>「保護者の勤務について、特別な事情による休暇制度の取得は1年未満であること。」というのは、共働き世帯の保護者が、休暇をとった場合には保護者が在宅しているので、隣の校区に通うことは認められないということによいか。</p>
学校教育課長	<p>そういう内容で規則を明確にした。</p>
遠矢委員	<p>寿1丁目に在住しており、寿小学校に通っているが、中学校は鹿屋中学校に通うことは可能ということなのか。</p>
学校教育課長	<p>寿1丁目に在住であることが前提で、小学校1年生、中学校1年生に入学する際に適用される。</p>
学校教育課長	<p>(4) 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>資料に基づき説明</p>
	<p>(5) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正について</p>

学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	学校給食費に市立校児童生徒を除くとあるが詳しく説明をお願いしたい。
学校教育課長	鹿屋市に在住していても、本市外の学校に通う児童生徒の学校給食費については、これまで通り就学援助費の対象になるという意味である。
学校教育課長	(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について 資料に基づき説明
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
遠矢委員	「かのや「にぎわい」探求ゼミナールについて」 資料に基づき説明
学校教育課長	「R5鹿屋市教育委員会・校長協会・教頭会合同送別会」について 資料に基づき説明
学校教育課長	「中学校卒業式の告辞依頼」について 資料に基づき説明
教育長	次回の定例教育委員会は、令和6年4月11日（木）15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって3月定例教育委員会を閉会する。 以上